

農家の皆様 農業を守るために

第3期水田利用再編対

水田利用再編対策の推進につきましては、農家各位の深いご理解ご協力により冷害等不作の続くなか、過去第1期(53年度～55年度)第2期(56年度～58年度)対策の6年間は、56年度を除き各年度とも転作目標を達成することができました。厚く御礼申し上げます。

すでに、新聞、テレビ等マスコミ報道でご承知のとおり国は、最近の米の需要状況を考慮し、第3期対策の期間中45万トンの政府在庫を積増することとして、転作等目標面積を60万ヘクタールに決定いたしました。一方転作の限界や過剰米処理の終了等により新に他用途利用米(みそ、せんべい等の加工用原料米)の導入が図られ、年間約30万トン(生産予定面積6万ヘクタール)の生産が転作等目標面積の内数として含まれることになりました。

前述したとおり国は水田利用再編第3期対策(59年度～61年度)での転作等目標面積60万ヘクタールを各都道府県に配分、同じく県から各市町村に対し昭和59年度の転作等目標面積が配分されました。

町では、関係機関及び光町農業振興対策推進協議会(各種農業団体の代表を構成員とする)等と59年度転作等目標面積及び事前売渡申込限度数量配分について協議検討した結果次のとおり配分決定いたしました。

水田利用再編対策は、食糧管理制度を守り、農業の安定を図るためには避けて通れない課題でありますので、引続きご理解、ご協力をお願いします。尚転作の受け付けについては、後日農家組合長さんを通じてお知らせいたしますので、申告漏れのないようお願いいたします。

- 1 転作等目標面積 173.7ヘクタール(前年比較2.9ヘクタール減)
- 2 転作率 14.9パーセント(前年比較0.1パーセント減)
- 3 他用途利用米生産配分 農家の転作等目標面積に一率16.12パーセントを乗じて配分
- 4 事前売渡申込限度数量配分 昭和58年度の農家配分数量を基礎とし、昭和59年度に増量された数量(2.94トン)を比例配分する。
- 5 公平確保措置 転作等未達成者に対しては、未達成加算面積を設定する。また、限度数量についても未達成面積に応じ控除する。

※他用途利用米の出荷は、検査規格が主食用米に準じた検査となる見込であることから、1袋30キログラムを単位として取扱うものとし、端数が生じる農家については、集落内(農家間)で調整を行わない出荷することになります。

わが家の憲法

光町社会教育委員会

- 第一条 朝起きたら家族同志あいさつを交わそう
- 第二条 一日一回は家族いっしょに食事をしよう
- 第三条 使った道具は自分で元あった所へ仕舞おう
- 第四条 定められた場所の掃除、整頓に責任を果たそう
- 第五条 外であったことを家族に必ず報告しよう

これは、山梨県双葉町のある家庭の憲法である。この町は甲府市と韭崎市にはさまれていて昭和三十年に相隣っていた二村が合併して町制を布いた。それまでは養蚕を主とした純農業地域であったが、次第に都市化が進み、新住民の流入も多く、経済面の著しい発展はあったが、その反面住民の連帯感や伝統を尊重する意識の衰退は心ある町民を嘆かせていた。

そういうとき、今から四年前町内の小中学校が文部省から道徳教育研究学校の指定を受けた。これを受けた双葉町は道徳振興は学校だけでは十分の成果は期待できない。全町ぐるみの運動として今こそ強力に推進すべきだと一決し、以後三年間全町挙げて実践に没頭し、その成果を昨年末全国に向けて公開した。

その実態が素晴しかったこの世評を洩れ聞いたので、私も光町社会教育委員一同は実地見学を行った。町のマイクロボスで行ったが、この町には空缶やゴミが全く散らかっていない。さらに、不審に思ったことは、各種の注意を書いた立看板やポスターが全く目につかないことであった。

町の教委を訪問し判ったのであるが、この町も始めの頃はそうした事に力を入れたが、道徳は外部から押しつけるものではなく、町民全員の内心に生まれ育てられるものと考えようになり、「わが家の憲法」制定運動となった。

だから、どの家庭にもあり、それぞれ家庭により多少ちがっている。しかし子供だけが守るのでなく家族全員が守るので、作るときも家族全員が注文を出し合う。

○お祖母ちゃんトイレの電灯をつけっぱなしにしないこと

○お父さん夕飯時に帰れないときは電話すること
というのもあった。守れるようになったら他の条項に替えていくのだそうである。

私たちの家庭にも参考になると思い掲載いたします。